

結果事業主ニ於テ當分臨時雇トシテ使用スト讓步セルモ組  
 合例ニ於テハ臨時雇ハ解雇ノ前提ナリトシテ之ニ應ルモ相方  
 強硬ニ自説ヲ固執シテ譲ラザリシモ所轄水上署ニ於テ斡旋  
 ノ結果左記条件ニテ圓滿解決セリ

解決条件

- 一 船主今井徳次ヲ従来通り使用ス
- 二 船主ハ将来一層業務ニ精勵シ再ヒ斯ル失態ヲ惹起セザル  
 採誓約スルコト

右及申(通)報候也

常務理事

労働課長

北村田 浩 名

方印 中 議

所在地 神奈川県横浜市中区港町二丁目

経理者 中 名

参事人 中 名

国共組合 日本港湾労働者連合会

期間 九月十一日 至 九月十五日

本組合最近不況ニシテ収入著シク減少シテシテ仕立割取

ノ額ノ不足ヲシテ後業ノ急ノ意欲ニシテ組合ニ於テ之ヲ取上

テ交渉スルニシテハ横濱港ニ於テ各回運賃ノ高及船組等

初ニ至部仕立割取ノ不足ニ向テ之ニ調整取上ノ好方計ハ

②